

厚木市複合施設内のカフェ・売店等の運営に向けたサウンディング型市場調査 実施要領

令和4年11月25日
厚木市都市整備部市街地整備課

1 調査の目的

本調査は、「厚木市複合施設基本設計（以下「基本設計」という。）」に基づいて厚木市複合施設を整備するに当たり、民間事業者の有する知見等を最大限いかせるよう、実施条件等に関する意見及び提案等を個別に対話形式で聴取することにより、厚木市複合施設整備事業（以下「本事業」という。）の具体化に役立てることを目的とします。

2 事業概要

本事業の概要については、厚木市（以下「本市」という。）のホームページにおいて公表している次の資料を御参照ください。

| | |
|-----|---|
| 資料名 | 厚木市複合施設等整備基本計画（令和2年1月厚木市） |
| URL | https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shigaichiseibika/7/basicplan/8/5780.html |
| 資料名 | 本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画（令和4年9月厚木市） |
| URL | https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shigaichiseibika/5/honatsugi_walkableplan/32707.html |
| 資料名 | 厚木市複合施設基本設計の概要（令和4年10月厚木市） |
| URL | https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shigaichiseibika/7/basic_design/kihonsekkeigaiyou/33839.html |

また、本市が現時点において想定している複合施設の基本設計図については、本調査の参加者のみに個別に開示しますので、次の項目5の個別対話の手続における「個別対話参加申込書（別紙1）」とともに「守秘義務に関する誓約書（別紙2）」を提出の上、個別開示資料の貸与を受けてください。

3 スケジュール

| | |
|--------------------|--|
| 実施要領の公表 | 令和4年11月25日(金) |
| 個別開示資料の貸与開始 | 令和4年11月25日(金) |
| 個別対話の参加申込期限 | 令和4年12月19日(月)15時まで |
| 個別対話の実施日時及び実施場所の連絡 | 令和4年12月23日(金) |
| 意見及び提案等要旨の提出期限 | 令和5年1月12日(木)15時まで |
| 個別対話の実施 | 令和5年1月18日(水)から 令和5年1月20日(金)まで ※ 申込状況により変更する可能性があります。 |
| 実施結果概要の公表 | 令和5年2月下旬(予定) |

4 個別対話の内容

(1) 個別対話の対象者

カフェ運営事業の実施主体となる意向を有する事業者(個人、法人又はグループは問いません)とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

ア 厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反する者

(2) サウンディング対象施設の概要

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 施設名称 | 厚木市複合施設 |
| 整備予定地 | 厚木市中町一丁目717番地1ほか |
| 敷地面積 | 約12,800㎡ |
| 延べ面積 | 約46,800㎡ |
| カフェ・ショップ部分の概要 | 約175㎡(キッチン約30㎡含む) 屋内約60席・屋外デッキ約20席 |
| 有料席の概要 | 約108㎡・約40席 |
| 供用開始 | 令和9年度内 |

(3) 個別対話項目

本事業は、厚木市複合施設等整備基本計画(以下「基本計画」という。)に定める「複合施設整備の基本理念」を実現し、図書館、(仮称)未来館、市庁舎を始め、消防本部や国県の行政機関等が互いに関係し合い、複合施設による相乗効果を生み出していくための機能を備えた施設を整備することを目的としています。

このため、基本計画、「カフェ・売店等の事業概要(案)(別紙3)」及び個別開示資料に示す基本設計図を踏まえ、本事業の目的の達成に向けて自らの能力を最大限いか

す観点から次に示す個別対話項目について意見及び提案等を求めます。

なお、各個別対話項目に関する意見及び提案等の要旨については、個別対話の手続における「意見及び提案等の要旨（別紙４）」に記入の上、令和５年１月１２日（木）１５時までに次の項目８の問い合わせ先に提出してください。

- ア 本事業への参加について
- イ 運営に関する内容について（運営、契約期間など）
- ウ 施設計画について（面積、設備、搬入の条件など）
- エ 自由提案及び意見

5 個別対話の手続

(1) 現地見学会及び説明会

現地見学会及び説明会は行いません。

(2) 個別対話の参加申込み

個別対話の参加を希望する場合は、「個別対話参加申込書（別紙１）」に必要事項を記入するとともに、個別開示資料の提供を受けるための「守秘義務に関する誓約書（別紙２）」に必要事項を記入押印の上、電子メールに件名を「個別対話参加申込（申込法人名称）」として別紙１及び別紙２の電子ファイル（PDF形式）を添付して、次の項目イの申込先に提出し、併せて別紙２の原本を郵送により提出してください。

ア 申込受付期間

令和４年１１月２５日（金）から１２月１９日（月）１５時まで

イ 申込先

次の項目８の問い合わせ先のとおり

ウ 参加申込の受付確認後、令和４年１１月２５日（金）１４時以降に参加者の担当者に個別開示資料を貸与します。

(7) 個別開示資料

- ・面積表
- ・主要仕上表（外部、内部）
- ・配置、平面図等
- ・構造、設備概要書
- ・概略工事工程表 ほか

(3) 意見及び提案等要旨の提出

個別開示資料の提供を受けた参加者は、「意見及び提案等要旨（別紙４）」に必要事項を記入の上、電子メールに件名を「意見及び提案等要旨（申込法人名称）」として別紙４の電子ファイル（Word形式）を添付して、次の項目イの申込先に提出してください。

なお、意見及び提案等の要旨に関連して資料等を提示いただける場合は、個別対話の実施日に１０部を持参いただくか、又は、電子ファイル（PDF形式）として本意見及び提案等要旨とともに提出してください。

ア 提出期限

令和5年1月12日（木）15時まで

イ 申込先

次の項目8の問い合わせ先のとおり

(4) 個別対話の日時及び実施場所の連絡

個別対話の日時及び実施場所については、「個別対話参加申込書（別紙1）」に記入いただいた希望日時を踏まえて調整の上、令和4年12月23日（金）までに、参加者の担当者に電話又は電子メールで連絡します。

なお、個別対話の日時については、希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 個別対話の実施

ア 実施期間

令和5年1月18日（水）から1月20日（金）まで

※ 申込状況により変更する場合があります。

イ 実施時間

9時から17時までの間の50分程度

ウ 実施場所

決定後、通知します。

エ その他

(7) 個別対話の実施に当たり、「意見及び提案等の要旨」に記載いただいた意見又は提案等に関連して資料等を提示いただける場合は、提出分として10部を個別対話実施日に御持参いただくか、又は「意見及び提案等の要旨（別紙4）」の提出時に併せて電子ファイル（PDF形式）で提出してください。

(イ) 提出いただいた資料等の著作権については、それぞれの参加者に帰属しますが、提出いただいた資料等は返却しません。

(ウ) 本調査に関係のない意見又は提案等その他对話の趣旨から外れた内容についての意見又は提案等があった場合は、当該参加者に対して対話を実施しない（中断する）場合があります。

(エ) 新型コロナウイルス感染症の感染の状況によっては、個別対話はテレビ会議等により対面せずに実施する場合があります。

(オ) 個別開示資料については、個別対話実施日までに返却してください。

6 その他

(1) 費用負担

個別対話への参加に要する費用（書類作成、対話等への参加費用等）については、参加者の負担とします。

(2) 参加者及び対話内容の扱い

ア 本事業に関する事業者選定に当たり、当該個別対話への参加実績が優位性を持つものではなく、評価の対象にはなりません。

イ 個別対話における発言はその時点での想定によるものとし、何ら約束するものではありません。

ウ 対話においていただいた意見及び提案等については、本事業における実施条件等の検討に当たり参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

(3) 追加調査（対話）等への御協力

個別対話の実施後においても、必要に応じて追加調査（対話のほか、書面による照会を含む。）を行う場合がありますので御協力をお願いします。

(4) 個別対話の実施結果の公表

個別対話の実施結果については、概要を本市のホームページで公表する予定です。

当該公表前に各参加者からの意見及び提案等に関する公表内容の確認を行いますので御協力をお願いします。

なお、個別対話の実施結果の公表に当たり、参加者の名称は公表しません。

7 添付資料

- (1) 別紙1 個別対話参加申込書
- (2) 別紙2 守秘義務に関する誓約書
- (3) 別紙3 カフェ・売店等の事業概要（案）
- (4) 別紙4 意見及び提案等の要旨

8 問い合わせ先

本調査に関する質問等がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。

厚木市都市整備部市街地整備課中町第2-2地区整備係

郵便番号：〒243-8511

住 所：神奈川県厚木市中町3-17-17（厚木市役所第二庁舎14階）

電 話：(046)225-2470（直通）

F A X：(046)224-4802

E-mail：5000@city.atsugi.kanagawa.jp